

学校いじめ防止基本方針

いわき市立平第二中学校

1 いじめ防止に向けて基本的な姿勢

【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

いじめ防止対策推進法 第2条

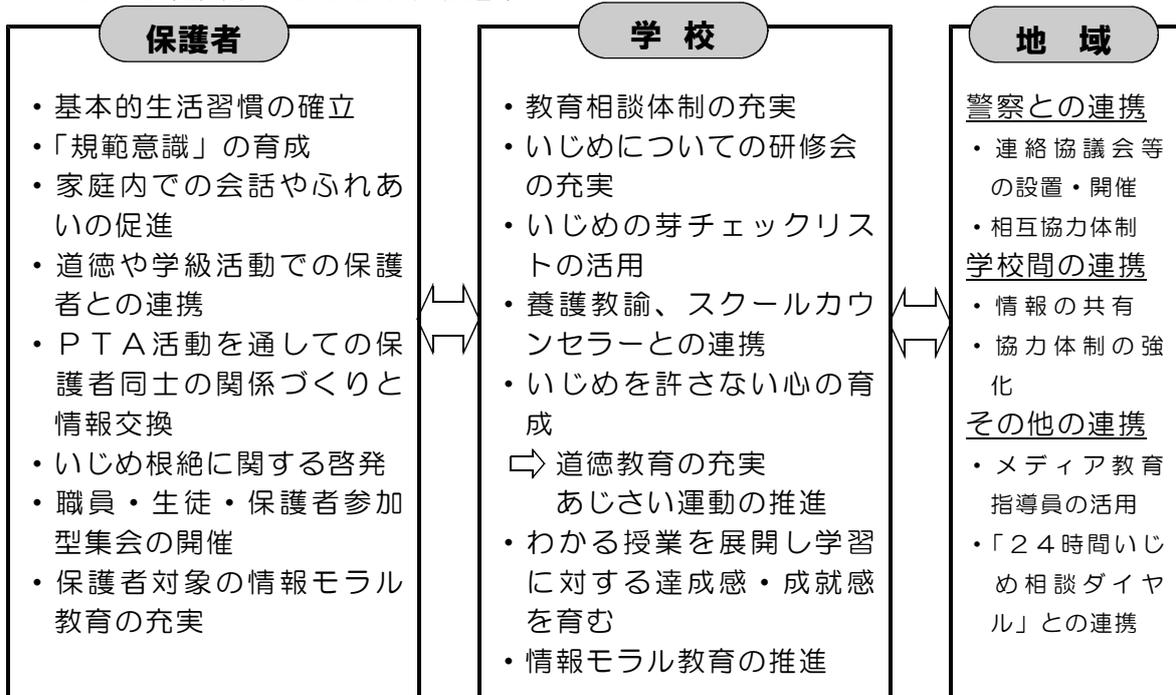
「いじめはどの学校にも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識を持ち、全校生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送れるようにするために、いじめ防止に向けて全教職員で真摯に取り組む。

2 いじめ防止の校内組織の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策委員会を組織する。いじめ防止対策委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、（特別支援コーディネーター）、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

- (1) 週1回（火曜日の2校時）の生徒指導委員会の際にいじめ防止対策委員会も実施する。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- (2) いじめ未然防止の推進、基本方針に定める措置の実施、進捗状況の確認、実施状況の評価を行う。
- (3) いじめに関する情報を共有し、いじめ事案の調査及び対処を行う。

2 いじめの未然防止のための取り組み



4 いじめの早期発見

学校

- ① 生徒理解と日常の観察、教職員の協力体制
 - ・ 全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、些細な変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。(チェックリストの活用)
 - ・ 気になる変化が見られたら(おかしいと感じたら)、できるだけ早く情報を学年間等で共有し、より多くの目で生徒を見守り、対応できるように努める。
 - ・ 心配な際には教師が関わり、問題の有無を確かめる。
- ② 困りごと調査・いじめ調査の実施
 - ・ 生徒対象に困りごと調査・いじめ被害調査を実施する。(学期1回)
 - ・ 生徒対象に学級生活満足度調査を実施し、人間関係を行なう。(前後期1回)
- ③ 相談体制の確立
 - ・ 二者教育相談を8月に、三者相談を12月に実施し、学級担任が直接本人や保護者と面談し、日常の様子を確認する。また、必要に応じてスクールカウンセラーと連携し、対応する。

保護者

- ① わずかな変化を見逃さないように努め気になることがあった際には学校へ相談する。

表情やあざ
衣服の汚れ
登校しぶり
気分の落ち込み
無気力
感情の高ぶり
など
- ② 学校から配布されるチェックシートを活用して様子を確認し、学校との連携を密にする。

連携・情報の共有

5 いじめに対する措置

(1) いじめられた側(本人)に対して

- 本人や周囲から聞き取りを行い、身体的・精神的な被害の把握に努め、迅速に初期対応を行う。苦しかった、つらかった気持ちへの共感と、いじめから全力で守りぬく姿勢を示す。
- 休憩時間や登下校時の巡回を強化する。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- スクールカウンセラーとの連携を図る。
- 継続して支援していく。

(2) いじめられた側(保護者)に対して

- 保護者に把握した事実を伝え、子どもを守りぬくという姿勢を示す。
- 問題解決に向けて、学校の方針と理解を求める。
- 本人と同様に支援していく。

(3) いじめた側(本人)に対して

- 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- 教育相談やカウンセラーとの面談を行ったり、関係機関(警察署、児童相談所)との連携も図る。
- 限度を超える場合は、出席停止や一定期間別室登校をさせるなどの措置を行うことも考える。

(4) いじめた側（保護者）に対して

- いじめられた子どもを守る対応をすることへの理解を求め、いじめた本人（今後も含めて）を支援していく姿勢も示す。
- 保護者に把握した事実を伝える。その際、事実を冷静に受け止めてもらうこと、子どもの言い分を十分に聞いてもらうことも伝える。
- 問題解決に向けて、学校の方針と理解を求める。
- 被害児童・保護者へ適切に対応（謝罪等）することを伝える。
- 本人と同様に継続して助言していく。

(5) 直接関係のない生徒に対して

- いじめは断固として許されない行為であることを再確認する。
- 傍観することがいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒への苦しさを理解できるよう働きかける。
- 言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。
- いじめ等、気になることがあれば必ず知らせることを指導する。

6 インターネット上で行われるいじめへの対策

(1) 未然防止について

- メディア教育指導員や中央警察署の職員等から、インターネットやLINE等の正しい使い方等について指導していただく機会を設ける。
- 保護者にも携帯電話等の使い方やインターネットを使用する際の留意点について通知し、協力をいただく。
- 授業を通して、情報モラル教育を適切に行う。

(2) 不適切な書き込みが行われ、いじめと判断される場合

① 人物を特定できる場合

- ・ 書き込んだ理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・ 保護者に連絡し、保護者との連携を図る。

② 人物を特定できない場合

- ・ 教育委員会、警察との連携を図る。

※ 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、いわき市教育委員会、中央警察署等に相談しながら対応する。

7 教育委員会や関係機関との連携

(1) いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が出た疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には、速やかにいわき市教育委員会に報告し、対処について相談する。

(2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いわき市教育委員会及び、中央警察署と連携して対処する。

8 学校評価の実施

いじめ問題の取り組みについて自己評価を行い成果や課題を明確にして計画を改善し、いじめ根絶に向けて真摯に努力を継続するように努める。

また学校評価と合わせて、結果を公表し保護者や地域の協力を得るようにする。